

生総第313号  
平成28年4月22日

各警察署長 殿

岐阜県警察本部長

風俗営業所等の管理者講習運用要領の制定について（通達）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第24条第6項の規定による管理者に対する講習の実施については、「風俗営業所の管理者講習運用要領（平成18年4月7日付け生環213号。以下「旧要領」という。）」に基づき実施しているところ、法の一部改正に伴い、別添「風俗営業所等の管理者講習運用要領」を制定し、平成28年6月23日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧要領は平成28年6月22日をもって廃止する。

## 別添

### 風俗営業所等の管理者講習運用要領

#### 第1 趣旨

この要領は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う風俗営業所及び特定遊興飲食店営業の営業所の管理者に対する講習（以下「管理者講習」という。）業務の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 管理者講習の種別

管理者講習の種別は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）第39条第1項（第97条第3項において準用する場合を含む。）に規定する定期講習、処分時講習及び臨時講習とし、次のとおり行うものとする。

##### 1 定期講習

定期講習は、原則として全ての営業所の管理者について、管理者として選任された日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）において1回目を行い、その後おおむね3年ごとに1回行うものとする。ただし、法第10条の2第1項（第31条の23において準用する場合を含む。）の認定を受けた風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者（以下「風俗営業者等」という。）の当該認定に係る営業所の管理者であって、当該営業所の管理者として選任された後、定期講習を受けたことがある者については、その後の定期講習を行わない。

##### 2 処分時講習

処分時講習は、法第26条第1項又は第31条の25第1項の規定により当該風俗営業等の全部又は一部の停止が命じられた場合に、当該営業所の管理者について当該処分の日からおおむね1年以内に1回行うものとする。

##### 3 臨時講習

臨時講習は、次に掲げる事情があり、当該事情に係る営業所の管理者について管理者講習を行う必要があると認められるときに行うものとする。

- (1) 特定の種別又は特定の地域の風俗営業等について同種の違反行為が多数行われている場合
- (2) 法令の重要な改正があり、管理者に周知させる必要がある場合
- (3) 理解が十分でないと認められる定期講習又は処分時講習の受講者がある場合

#### 第3 管理者講習業務の実施者

管理者講習に係る事務は、法第39条第2項第5号の規定に基づき、公安委員会の委託を受けて岐阜県風俗環境浄化協会に指定された財団法人岐阜県防犯協会（以下「受託者」という。）が実施する。ただし、次の事務は公安委員会において実施するものとする。

- (1) 管理者講習を受ける管理者の決定

## (2) 管理者講習の実施回数及び実施時期の決定

### 第4 管理者講習実施基本計画等の策定

- 1 生活安全部長は、年度ごとに、当該年度において実施する管理者講習の種別に応じ、実施回数、受講見込数その他必要事項を定めた管理者講習実施基本計画を策定するものとする。
- 2 生活安全部長は、受託者に対し、個別の管理者講習の実施について、管理者講習実施基本計画をもとに、あらかじめ、講習細目、講師の氏名、使用する教材等を定めた講習カリキュラムを策定させて、これに基づき適切かつ効果的に管理者講習を実施するよう指導するものとする。
- 3 生活安全部長は、管理者講習の実施時期については、受託者と協議して決定するものとし、実施時期を決定したときは、講習実施日及び講習場所を定めた風俗営業所等管理者講習計画を策定し、受託者及び警察署長に通知するものとする。

### 第5 講師の確保及び指導教養

- 1 生活安全部長は、受託者が管理者講習の講師を任命（委嘱を含む。）するに当たっては、施行規則第39条第3項（第97条第3項において準用する場合を含む。）に規定する講習事項に関し、人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性があると認められる者を充てるよう指導するものとする。
- 2 生活安全部長は、講師に対し、必要に応じて指導教養を実施するものとする。

### 第6 管理者講習の手続等

#### 1 管理者講習対象者名簿の作成

生活安全部長は、風俗営業所等管理者講習計画に基づき、管理者講習受講対象者（以下「受講対象者」という。）を管理者講習対象者名簿（別記様式第1号）に登載の上、警察署長（当該受講対象者に係る営業所を管轄する警察署長。以下同じ。）及び受託者に送付するものとする。

#### 2 管理者講習通知書の送付

生活安全部長は、受託者に対し、管理者講習対象者名簿に登載の受講対象者に係る風俗営業者等に対して管理者講習実施日の30日前までに施行規則第39条第1項（第97条第3項において準用する場合を含む。）に規定する管理者講習通知書を送付するよう指導するものとする。

#### 3 受講手続等

- (1) 受講手数料は、講習受付時に岐阜県収入証紙により、生活安全部長が受託者を經由して徴収するものとする。
- (2) 警察署長は、風俗営業者等が受講対象者を受講させることができない場合は、欠講届出書（別記様式第2号）を提出させるとともに、新たに管理者講習実施日を定め、風俗営業者等に対して通知するものとする。この場合における通知は、風俗営業者等に送付された管理者講習通知書に新たな管理者講習実施日を記載し、交付することにより行うものとする。

(3) 警察署長は、欠講届出書を受理したときは、欠講届出書の写しを速やかに生活安全部長に送付するものとする。

#### 4 受講申込者の通知

生活安全部長は、警察署から送付のあった欠講届出書の写しを取りまとめ、受託者に通知するものとする。

### 第7 管理者講習の実施

1 生活安全部長は、受託者に対し、管理者講習の講習事項、時間、内容等について、管理者講習実施基準（別表）に基づき実施するよう指導するものとする。ただし、臨時講習にあっては、その都度、講習事項、時間等について必要な事項を定めるものとする。

2 生活安全部長は、管理者講習の実施に当たっては、受託者に対し、実際的かつ具体的な内容を教示することを重点に、講義、討論、聴覚教材の利用等その内容に応じた効果的な教育方法を取り入れて実施するよう指導するものとする。

### 第8 管理者講習の効果の測定

生活安全部長は、講習事項に関して受講者の理解の程度を把握する必要があると認めるときは、受講者に対する効果の測定を受託者に行わせることができる。この場合において、定期講習又は処分時講習に関し理解が十分でないと思われる受講者に対しては、臨時講習を行うことができる。

### 第9 受講結果の記録

生活安全部長は、受託者に対し、受講結果を管理者講習対象者名簿に明らかにしておくよう指導するものとする。

### 第10 管理者講習終了後の措置

1 生活安全部長は、受託者に対して管理者講習実施結果について、実施の都度管理者講習対象者名簿を添付した管理者講習実施結果報告書（別記様式第3号）により報告を求めるものとする。

2 生活安全部長は、管理者講習終了後、速やかに警察署長に受講結果を通知するものとする。

3 当該受講結果の通知を受けた警察署長は、営業者カード（「風俗営業等の電子計算組織登録実施要領」（平成26年9月19日付け生総第666号）別記様式第1号）に受講結果を記載しておくものとする。

## 附 則

この要領は、平成28年6月23日から適用する。

## 別表

## 管理者講習実施基準

## 1 定期講習の実施基準

講習事項	区 分	内 容
1 法その他営業所における業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 (3時間)	(1) 風営適正化法等 その1 ～法の基本的な仕組み (1時間)	○風営適正化法の制定、目的 ○風俗営業等の許可制度 ○相続、法人の合併の承認制度 ○構造及び設備等の変更に係る承認、届出制度 ○特例風俗営業業者等の認定制度 ○従業者名簿の備付け ○報告及び立入りへの対応 ○少年指導委員 ○風俗環境浄化協会
	(2) 風営適正化法等 その2 ～遵守事項等 (1時間)	○遵守事項と禁止行為の性格 ○法に規定する遵守事項 ○条例に規定する遵守事項
	(3) 風営適正化法等 その3 ～禁止行為等 (1時間)	○風俗営業等を営む者の禁止行為 ○ぱちんこ屋等に関する規制 ○まあじゃん屋及びゲーム機設置営業を営む者の禁止事項 ○行政処分の種類とその事由 ○営業活動に伴い違反しやすい法令について
2 法第24条第3項(第31条の23において準用する場合を含む。)及び施行規則第38条(第97条第2項において準用する場合を含む。)に規定する管理者の業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。 (2時間)	(1) 管理者の業務 その1 ～指導・助言業務等 (1時間)	○管理者制度のあらまし ○管理者の任務と役割 ○指導、助言の内容と方法 ○指導上作成すべき書類及びその作成要領
	(2) 管理者の業務 その2 ～従業者名簿の管理等 (1時間)	○構造設備等の点検の実施及びその記録の記載方法 ○年少者立入り時の措置 ○従業者名簿の備付けと管理 ○市民からの苦情の処理 ○暴力団対策の推進

## 2 処分時講習の実施基準

講習事項	区 分	内 容
1 法その他営業所における業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 (2時間)	(1) 風営適正化法等 その1 ～遵守事項等 (1時間)	○風営適正化法の制定、目的 ○遵守事項と禁止行為の性格 ○法に規定する遵守事項 ○条例に規定する遵守事項
	(2) 風営適正化法等 その2 ～禁止行為等 (1時間)	○風俗営業等を営む者の禁止行為 ○ぱちんこ屋等に関する規制 ○まあじゃん屋及びゲーム機設置営業を営む者の禁止事項 ○行政処分の種類とその事由 ○営業活動に伴い違反しやすい法令について
2 法第24条第3項(第31条の23において準用する場合を含む。)及び施行規則第38条(第97条第2項において準用する場合を含む。)に規定する管理者の業務を適正に実施するために実施するために必要な知識及び技能に関すること。 (2時間)	(1) 管理者の業務 その1 ～指導・助言業務等 (1時間)	○管理者制度のあらまし ○管理者の任務と役割 ○指導、助言の内容と方法 ○指導上作成すべき書類及びその作成要領
	(2) 管理者の業務 その2 ～従業者名簿の管理等 (1時間)	○構造設備等の点検の実施及びその記録の記載方法 ○年少者立入り時の措置 ○従業者名簿の備付けと管理 ○市民からの苦情の処理 ○暴力団対策の推進
3 風俗営業者若しくは代理人又は従業者が再び法令の規定に違反することを防止するために管理者として講ずべき措置に関すること。 (1時間)	管理者の講ずべき措置	○法令違反の状況、事例、問題点 ○違反の態様に応じた指導、助言の方法及び指導計画の作成要領 ○営業所の構造設備等の改善措置要領 ○その他管理者の講ずべき措置
備考1 1、2については、受講者に係る違反の態様を考慮して内容の変更を行っても差し支えない。 2 3の「その他管理者の講ずべき措置」では、受講者に係る違反の態様を考慮して特に講ずべき措置がある場合に、当該措置について説明する。		



年 月 日

岐阜県公安委員会 様

住 所

氏 名

印

## 欠 講 届 出 書

私は、貴公安委員会から管理者講習の通知を受けましたが、次の理由により受講する（させる）  
ことができませんので、届けます。

理由

営業の種別、名称		
管 理 者	住 所	
	氏 名	
管理者講習通知番号		第 号

下記管理者講習受講の通知を新たに受けましたので、受講し（させ）ます。

講 習 実 施 日	年 月 日
講習場所	

第 号  
年 月 日

岐阜県公安委員会 様

財団法人岐阜県防犯協会会長

## 管理者講習実施結果報告書

管理者講習を次のとおり実施したので報告します。

講習の種別	
講習日時	年 月 日 時 分～ 時 分
講習場所	
受講者総数	名
備 考	